

役員等退職慰労金・弔慰金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、役員等に対して退職慰労金・弔慰金を支給することを目的とする。

(対象者)

第2条 本規程の支給対象者は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 (2) 理事 (3) 監事 (4) 評議員

(慰労金規程に係る支給)

第3条 本規程による支給金は、次のとおりとする。

- (1) 退職慰労金 (2) 弔慰金

(退職慰労金・弔慰金の受給資格)

第4条 役員等が退任(死亡の場合も含む)した時は、退職慰労金を支給する。

- 2 役員等が死亡により退任したときは、弔慰金をその遺族に支給する。

(退職慰労金の算出方法及び金額)

第5条 退職慰労金は、当該役員が在任した期間に応じて、下記の算出方法による額とする。なお、基準金額は、別表Ⅰのとおりとする。

算出方法： 退任時の役職基準金額 × 在任年数

- 2 評議員を兼ねる理事は、その期間は理事の在職期間のみ支給する。

(弔慰金の金額)

第6条 弔慰金の金額は、別表Ⅱのとおりとする。

(受給権の譲渡と担保の禁止)

第7条 本規程による退職慰労金・弔慰金を受け取る権利は、これを譲渡または担保に供してはならない。

(支給の制限)

第8条 業務上何らかの理由により役員等を解任されたときは、本規程による

支給は行わない。

(受取人遺族および順位)

第9条 死亡により退任した場合の受取人については、法定相続人とする。同順位 of 法定相続人が2人以上となる場合は、その内の最年長者を代表としてその者に支払う。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(附 則)

1. この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

別表Ⅰ 退職慰労金基準金額

(単位：千円)

	理事長	理 事	監 事	評議員
基準金額	50	40	30	20

別表Ⅱ 弔慰金の金額

(単位：千円)

	理事長	理 事	監 事	評議員
業務上	1,000	800	600	400
業務外	500	400	300	200